

注意

最近ネットでよく見る 「給与ファクタリング」

それ、**違法なヤミ金**です！！

最近、高額な手数料を取って、給料日前に労働者から給与債権を買い取り、給料日が来たら労働者を通じて給与債権を回収する「給与ファクタリング」業者が増えています。

金融庁は、「金銭の貸付」と同様の仕組みであり、「給与ファクタリング」業者は貸金業者であると判断しました。

貸金業登録を受けていない「給与ファクタリング」業者は、違法なヤミ金融業者です。

<給与ファクタリングとは>

労働者から給与債権を買い取って金銭を交付し、給料日が来たら労働者を通じて給与債権を回収するという仕組みの資金融通サービスです。

<給与ファクタリングの実態>

利用者は、ほとんどの場合、利息制限法（年率15～20%）をはるかに超えた高額な手数料を取られます。給与債権の買い取りという形を取っていますが、実態は、貸金業登録を受けずに違法な金利でお金を貸し付けるヤミ金融業者です。

<給与ファクタリングは適法？>

貸金業登録をせずに高額な手数料をとって給与ファクタリングを行うことは、貸金業法違反（無登録営業）、利息制限法違反、出資法違反（高金利）にあたるため、違法です。

<金融庁の見解>

給与ファクタリングは借金ではないというのが、給与ファクタリング業者の言い分でした。しかし、2020年3月5日、金融庁は給与ファクタリングが貸金業にあたるという見解を示しました。

<給与ファクタリングでお困りの方は>

利息制限法（年率15～20%）を超える手数料は支払う必要がありません。さらに、手数料が年利換算で年109.5%を超えるときは、契約全体が無効となるため、ファクタリング業者に対し、お金を返す必要はありません。

お困りの方は、まずは、秋田弁護士会の相談窓口までお電話下さい。



秋田弁護士会マスコットキャラクター：ききーぬ

◎給与ファクタリングに関するご相談窓口
<秋田弁護士会サラ金クレジット相談センター>
電話 018-896-5599
(初回30分相談無料)